

川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎市災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱」に定める災害用井戸として選定を受けた井戸の設置者が、当該井戸に手動ポンプを設置するときに要する費用及び当該井戸に使用するための発電機を購入するときに要する費用の一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助を受けることができる者は、災害用として選定を受けた井戸の設置者で、当該井戸に手動ポンプを設置しようとする者又は当該井戸に使用するための発電機を購入しようとする者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、手動ポンプ本体価格に設置費用を加えた総額（消費税及び地方消費税を含む。）の半額（算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）又は発電機の価格（消費税及び地方消費税を含む。）の半額とし、災害用として選定を受けた井戸1か所につき30,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し市長に申請するものとする。

(変更の承認)

第5条 前条の規定により補助金の交付を申請した者が、その申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、補助金交付申請内容変更等承認申請書（第2号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は第4条及び前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査し交付の可否を決定するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定し、又変更を承認したときは、補助金交付決定（変更承認）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は補助金の交付をしないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該井戸への手動ポンプの設置又は発電機の購入が完了したときは、実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添付し、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(調査等)

第9条 市長は必要があると認めたときは、申請者及びこの補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(処分の制限等)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置し、又は購入した手動ポンプ等（手動ポンプ及び発電機をいう。以下同じ。）が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまでに、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(滅失等の届出)

第11条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置又は購入した手動ポンプ等が、省令に規定する期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(決定の取り消し及び返還)

第12条 市長は、申請者又は補助事業者が、第10条に違反した等の行為を認めたときは、補助金の交付の決定又は確定を受けた申請者に対しては、その決定又は確定の全部又は一部を取り消し、補助事業者に対しては、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(申請書等の経由)

第13条 申請者は、第4条、第5条並びに第7条に規定する申請書等を申請に関する井戸の所在地を所管する保健所長を経由して市長に申請又は報告するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

申請者 ふりがな 氏名

(設置者) 電話 ()

災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金の交付を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

井戸所在地 _____

手動ポンプ等設置に関する予定価格 円

交付申請額 円

添付書類

手動ポンプ等設置に関する見積書等

補助金交付申請内容変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

申請者 ふりがな 氏名

(設置者) 電話 ()

年 月 日付けで災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金の
交付決定を受けましたが、次のとおり当該決定の内容を変更したいので承認を
受けたく申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

住所

氏名 様

災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金交付決定（変更承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金については、次の条件を付けて円を交付します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 市長は必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 2 当該井戸への手動ポンプ設置又は発電機の購入が完了したときは、実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添付し、遅滞なく市長に報告しなければならない。
- 3 補助金の額は、手動ポンプ本体価格に設置費用を加えた総額の半額又は発電機の価格の半額とし、災害用として選定を受けた井戸1か所につき30,000円を限度とする。
- 4 この補助金に係る申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、補助金交付申請内容変更等承認申請書（第2号様式）により、市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は申請者が川崎市災害用井戸選定井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱第10条に違反した等の行為を認めるときは、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

川崎市指令 第 号

住所

氏名

災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金については、次の理由により交付できませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

不交付の理由

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して審査請求することができます。

実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

申請者 ふりがな 氏名

(設置者) 電話 ()

年 月 日付けで補助金交付決定通知のあった本補助事業について、
災害用選定井戸の手動ポンプ等設置を実施したので、川崎市災害用選定井戸の
手動ポンプ等設置費補助要綱第7条の規定により、実績を報告します。

1 設置完了 (購入) 年月日 年 月 日

2 購入金額 資金内訳 川崎市からの補助金 円

自己負担金 円

添付書類 手動ポンプ等設置に関する領収書の写し

住所

氏名 様

災害用選定井戸の手動ポンプ等設置補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告の標記補助金について、川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金確定額 円

年 月 日

川崎市長 印

- 1 市長は必要があると認めたときは、補助事業者に対し報告を求め又は実地に調査を行うことができる。
- 2 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置又は購入した手動ポンプ等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまでに、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置又は購入した手動ポンプ等が、省令に規定する期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は補助事業者が川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱第10条に違反した等の行為を認めたときは、確定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎市災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱」に定める災害用井戸として選定を受けた井戸の設置者が、当該井戸に手動ポンプを設置するときに要する費用及び当該井戸に使用するための発電機を購入するときに要する費用の一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助を受けることができる者は、災害用として選定を受けた井戸の設置者で、当該井戸に手動ポンプを設置しようとする者又は当該井戸に使用するための発電機を購入しようとする者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、手動ポンプ本体価格に設置費用を加えた総額（消費税及び地方消費税を含む。）の半額（算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）又は発電機の価格（消費税及び地方消費税を含む。）の半額とし、災害用として選定を受けた井戸1か所につき30,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し市長に申請するものとする。

(変更の承認)

第5条 前条の規定により補助金の交付を申請した者が、その申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、補助金交付申請内容変更等承認申請書（第2号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は第4条及び前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査し交付の可否を決定するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定し、又変更を承認したときは、補助金交付決定（変更承認）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は補助金の交付をしないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該井戸への手動ポンプの設置又は発電機の購入が完了したときは、実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添付し、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(調査等)

第9条 市長は必要があると認めたときは、申請者及びこの補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(処分の制限等)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置し、又は購入した手動ポンプ等（手動ポンプ及び発電機をいう。以下同じ。）が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまでに、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(滅失等の届出)

第11条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置又は購入した手動ポンプ等が、省令に規定する期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(決定の取り消し及び返還)

第12条 市長は、申請者又は補助事業者が、第10条に違反した等の行為を認めたときは、補助金の交付の決定又は確定を受けた申請者に対しては、その決定又は確定の全部又は一部を取り消し、補助事業者に対しては、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(申請書等の経由)

第13条 申請者は、第4条、第5条並びに第7条に規定する申請書等を申請に関する井戸の所在地を所管する保健所長を経由して市長に申請又は報告するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。